番号	12 請願第 1 号 (即 決)
受理年月日	平成12年 2月15日
件 名	「解雇規制法」制定に関することについて
提出者	東京自治体労働組合総連合(東京自治労連) 中央執行委員長 駒場 忠親
紹介議員	岩田 康男
	要旨

総務庁が2月1日発表した1999年平均の完全失業率、完全失業者数は、1953年以降最悪となりました。完全失業率は前年を0.6ポイント上回る4.7%、完全失業者数は同38万人増の317万人で、300万人を初めて超えました。

また、大企業が集中する東京の雇用問題は深刻で、潜在失業者までいれると 99 年推計で 140 万人、失業率で 17.5%となっています。(「都民の就業構造」から試算)

昨年 10 月 18 日発表された「日産リバイバルプラン」は日産に働く労働者や関連企業、自治体、家族などに大きな衝撃を与えました。3 万 5,000 人の削減をはじめ関連企業などを含めると 200 万人に影響を与えることになります。さらに、中小企業、商店、教育問題等地域経済に与える影響もはかりしれません。事前協議等を無視した今回のリストラ計画は、「解雇規制」のあるヨーロッパ等では違法で、日本の経済界からも批判の声が上がっているほどです。

また、1962 年村山工場が建設される際、武蔵村山市は日産に対して道路の無償提供 や固定資産の減免など産業振興に寄与することを条件に行いました。しかし、今回工 場閉鎖の発表は寝耳に水で事前の相談は一切ありませんでした。

最高裁の判例では会社が経営上の理由で労働者を整理解雇する場合には、 人員削減を行う差し迫った必要性があること、 解雇を回避する努力が尽くされていること、 解雇する者の選定基準と具体的選定が合理的であること、 労働組合と労働者に対して十分に説明し協議が尽くされていること、という要件が満たされていなければならないという法理(整理解雇の4要件)が確立されています。

こうした中で、暮らしや雇用、地域経済を守る責務をもつ自治体が、その役割を発揮するために下記の項目について意見書を採択され、その実現のための努力を要請し

ます。
〔請願項目〕
1.整理解雇の4要件を含む解雇規制法の制定を関係機関に働きかけること。